

諮詢庁：厚生労働大臣

諮詢日：平成31年1月25日（平成31年（行情）諮詢第51号及び同第52号）

答申日：令和元年6月14日（令和元年度（行情）答申第60号及び同第61号）

事件名：「WHOによる学習障害の診断基準」の不開示決定（不存在）に関する件

「学習障害の診断に関して厚生労働省が作成したもの」の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

以下に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

文書1 WHOによる学習障害の診断基準

文書2 学習障害の診断に関して厚生労働省が作成したもの

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、平成30年7月31日付け愛労発安0731第2号及び同第3号により愛知労働局長（以下「処分庁」という。）が行った各不開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件各審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

開示請求に係る行政文書を管理している。

第3 謝問庁の説明の要旨

謝問庁の説明の要旨は、各理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成30年1月29日付けで処分庁に対し、法3条の規定に基づき、本件対象文書に係る各開示請求を行った。

(2) これに対して処分庁が、本件対象文書を保有していないとして不開示（不存在）の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、

平成30年8月2日付け（同月6日受付）で本件各審査請求を提起したものである。

2 資問庁としての考え方

本件各審査請求について、原処分は妥当であると考える。

3 理由

本件各開示請求は、上記第1に掲げる文書1及び文書2について行われたものである。

学習障害とは、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）2条1項において規定されている発達障害の一つである。また、ICD-10（疾病、傷害及び死因の統計を国際比較するためWHO（世界保健機関）が作成・勧告する「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」がICDであり、その第10回目の改訂版がICD-10である。）の分類では、「F-81 学習能力の特異的発達障害」がそれに当たる。

学習障害に該当するかどうかの診断は、医療機関において行うものであり、愛知労働局が診断を行うことはない。このため、文書1及び文書2を作成または取得していないとの原処分の判断に不自然・不合理な点はない。

本件審査請求を受けて、愛知労働局に対し、念のため審査請求人が求める文書の有無を照会したが、その存在は確認されなかった。

以上のことから、本件対象文書について不開示とした原処分は妥当であると考える。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、各審査請求書の中で、処分庁は「開示請求に係る行政文書を作成又は取得している」として原処分の取消しを求めているが、具体的な論拠は示されておらず、上記3のとおりであるため、審査請求人の主張は失当である。

5 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件各審査請求は棄却すべきものと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮詢事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| ① 平成31年1月25日 | 諮詢の受理（平成31年（行情）諮詢第51号及び同第52号） |
| ② 同日 | 諮詢庁から理由説明書を收受（同上） |
| ③ 令和元年6月3日 | 審議（同上） |
| ④ 同月12日 | 平成31年（行情）諮詢第51号及び同第52号の併合並びに審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、上記第1に掲げる文書1及び文書2である。

処分庁は、本件開示請求に対し、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分を妥当としているので、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、愛知労働局が本件対象文書を保有していないことについて、上記第3の3において、おおむね以下のとおり説明し、不開示とした原処分は妥当であるとする。

学習障害とは、発達障害者支援法2条1項において規定されている発達障害の一つである。また、ICD-10（WHOの「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」第10改訂版）の分類では「F-81 学習能力の特異的発達障害」がそれに当たる。

学習障害に該当するかどうかの診断については、医療機関において行うものであり、医療機関ではない愛知労働局が診断を行うことはない。このため、本件対象文書を作成または取得していないとの原処分の判断に不自然・不合理な点はない。

本件審査請求を受けて、愛知労働局に対し、念のため請求者が求める文書の有無を照会したが、その存在は確認されなかった。

(2) 愛知労働局は医療機関ではなく、学習障害について診断を行うことはない旨の上記(1)の諮問庁の説明に加え、厚生労働省組織令上、都道府県労働局は学習障害の診断基準の作成に関するような事務は所掌していないと認められることからすると、愛知労働局において本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、愛知労働局において本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

3 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、愛知労働局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一、委員 久末弥生、委員 葵葉裕子